

## 陳 情 文 書 表

平 2 5 陳 情 第 1 0 号	平成 2 5 年 9 月 2 7 日 受 理
件 名	平成 2 6 年 度 に お け る 重 度 障 害 者 医 療 費 助 成 制 度 継 続 に つ い て の 陳 情
陳 情 者	秦野市下大槻 4 1 0 - 1 - 1 7 - 1 0 8 秦野市腎友会 会 長 三 神 厚 横浜市神奈川区台町 1 - 8 ウェイサイドビル 5 0 4 号 特定非営利活動法人 神奈川県腎友会 会 長 岸 上 武 志
陳 情 の 原 文	
<p>陳情趣旨</p> <p>県は平成 2 0 年 に 要 綱 を 変 更 し、医 療 窓 口 で の 一 部 自 己 負 担 金（通 院 2 0 0 円 / 回、入 院 1 0 0 円 / 日）の 導 入 と、6 5 歳 以 上 で 新 た に 障 が い 者 と な っ た 方 の 制 度 適 用 除 外 を 各 市 町 村 に 委 譲 し、平 成 2 1 年 1 0 月 か ら は 前 記 2 条 件 に 加 え て 所 得 制 限 を 追 加 実 施 す る に 至 っ て い ま す。ま た、秦 野 市 に お い て は、平 成 2 4 年 度 か ら 「年 齢 制 限」と 「所 得 制 限」を 導 入 し ま し た。</p> <p>私 たち 透 析 者 は、少 ない 年 金 収 入 に 頼 っ て 生 活 す る 者 が 多 く、高 額 療 養 費 特 例 3 特 定 疾 病 療 養 受 療 者 と し て、1 カ 月 の 自 己 負 担 限 度 額 が 1 0, 0 0 0 円、上 位 所 得 者 に あ っ て は 2 0, 0 0 0 円 と 負 担 軽 減 措 置 が 図 ら れ て い ま す が、重 度 障 害 者 医 療 費 助 成 制 度 の 年 齢 制 限 導 入 に よ っ て 6 5 歳 以 上 で 新 た に 透 析 治 療 を 行 う 場 合 は 助 成 対 象 外 と な る こ と か ら、日 常 生 活 は 大 変 厳 し く な り ま す。代 わ り に 透 析 者 は 「後 期 高 齢 者 医 療 保 険 の 7 5 歳 か ら 適 用」を 前 倒 し で 「6 5 歳 か ら 適 用」と 言 わ れ て い ま す が、透 析 以 外 の 治 療 費 は 1 割 負 担 と な り、透 析 者 に は 大 変 な 負 担 で す。</p> <p>さ ら に、透 析 治 療 の た め の 月 1 3 回 往 復 の 通 院 費 や 透 析 中 の 食 事 代 の 自 己 負 担 が あ り、健 康 保 険 税、市・県 民 税、介 護 保 険 料 な ど の 支 払 い が あ り、こ れ 以 上 の 個 人 負 担 が ふ え る の は 大 変 困 り ま す。</p> <p>県 は 市 町 村 へ の 補 助 金 を 削 減 あ る い は 廃 止 す る な ど、市 町 村 の 財 政 が 逼 迫 し た 状 況 も 理 解 し て い ま す が、あ え て、私 たち 障 が い 児 者・透 析 者 が 少 ない 負 担 で 医 療 が 受 け ら れ る よ う、平 成 2 6 年 度 の 予 算 措 置 に お い て は、重 度 障 害 者 医 療 費 助 成 制 度 の 「年 齢 制 限」廃 止 に つ い て、再 考 す る よ う 陳</p>	

情いたします。

陳情事項

- 1 平成26年度予算策定に際し、重度障害者医療費助成制度については、障がい児者が負担なく医療が受けられるようにすること。